

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 山根 巖

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第74号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、12月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第74号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、産科医療補償制度の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

委員からは、出産育児一時金と加算金を合わせた受取総額は42万円から変更はないのか、との質疑があり、理事者からは、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の受取総額は42万円から変更はないが、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、加算金が支払われないため受取総額が40万4,000円から40万8,000円に増える、との説明がありました。

また、委員からは、県内他市の改正状況について質疑があり、理事者からは、本市以外の県内7市の出産育児一時金の額は40万4,000円であることを確認しており、同様の改正が行われるものと考えている、との説明がありました。

さらに、委員からは、出産育児一時金の額は全国一律の基準に沿って設定されているのか、との質疑があり、理事者からは、全国一律の基準で準則に則って改正されるものと認識している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第75号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今後、保育所等の書類を完全に電磁的方法に置き換えていくことを見

据えて改正するのか、との質疑があり、理事者からは、デジタル化の推進に伴い、書面での通知や記録の保存などについて、電磁的方法による対応も可能とするため改正するものであり、これまで一部のものについては電磁的方法による対応を可能としていたが、この度の改正では、利用者の同意を得た場合、包括的に電磁的方法による対応を可能とする旨の規定を定めるものである、との説明がありました。

また、委員からは、関係者への周知を徹底してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。